

事務事業名	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画				事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	真岡市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱					☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）			
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	小児慢性特定疾患児に対し、電気式たん吸引器、ネブライザーなどを給付することにより、日常生活の便宜を図る。 自己負担は、世帯階層区分による。 県補助1/2								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）				⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
29年度実績 1 市は、保護者からの申請を受けて給付を決定し、決定通知書と小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券を交付する。 2 保護者は、用具を納入した市の委託業者に対し、給付券を添えて自己負担額を直接支払う。 3 納入業者は、給付券を添えて差額を市長に請求する。 30年度計画 前年度と同様				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア 事業申請者数	人	2	0	0	0	2
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
				② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 小児慢性特定疾患児				⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移		
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア 小児慢性特定疾患児の数	人	70	80	79	105	120
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅において日常生活が円滑に営めるようにする。				⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア 事業利用者数	人	2	0	0	0	2
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 家族と小児慢性特定疾患児の福祉の向上を図る。				⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
				名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア 支援を受けて生活の質が改善された人の割合	%	100	0	0	0	100
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
(2) 総事業費の推移										
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
			県支出金	千円	6	0	0	115		
			地方債	千円	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0		
			一般財源	千円	7	0	0	117		
			事業費計（A）	千円	13	0	0	232		
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1		
			延べ業務時間	時間	15	1	1	1		
			人件費計（B）	千円	63	4	4	4		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	76	4	4	236		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。			難病患者の中で、今まで本人の状態により手帳の取得ができない者がおり、サービス利用を希望しても利用できる政策がなかったことから、原因不明で治療法が確立されておらず、後遺症を残すおそれの多い難病患者等に対する支援策を設けるため、平成20年4月から開始された。							
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？			平成25年4月に、障害者総合支援法に基づき、難病患者が障がい者と同様のサービスを受けることができるようになり、対象が小児慢性特定疾患児となったため、事業名を「難病患者等居宅生活支援事業」から「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業」に変更した。 これにあわせて、真岡市難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱を廃止すると同時に、真岡市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱を真岡市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱に改正した。 これによって、難病患者等への日常生活用具給付は、真岡市障害者日常生活用具給付事業実施要綱により実施することとなった。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										